平成２９年（フ）第６１３号
埼玉県草加市柳島町525番地１　草加スカイハイツ922号
債務者　福田　敬二
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６１４号
埼玉県草加市柳島町525番地１　草加スカイハイツ922号
債務者　福田えみ子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６１５号
埼玉県八潮市大字新町91番地１　エミネンス浅井205
債務者　管野　正紀
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３６号
埼玉県越谷市東大沢１丁目23番地２　メゾンエリーゼ大沢102号
債務者　榎本　淳次
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
愛知県西尾市米津町野寺道18番地１　テクノレイク西尾寮205号室
債務者　舩﨑　真二
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３３７号
大阪府池田市五月丘５丁目２番18号
債務者　アルフ・インターナショナルこと　松本　優喜
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６３２号
大阪府枚方市出口４丁目15番１―202号
債務者　北村由美子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７０１号
大阪市鶴見区浜３丁目12番３号　101
債務者　森　千菜美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７２６号
大阪府守口市寺方錦通１丁目11番１号
債務者　福田　美如
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７４４号
大阪市中央区瓦屋町１丁目６番11号
債務者　布江田昌子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８１号
大阪府富田林市高辺台１丁目16番12号、前住所大阪府富田林市高辺台２丁目５番13号
債務者　藤本　和美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０５号
大阪市平野区平野南１丁目５番25―305号、前住所大阪市平野区加美鞍作３丁目８番８号
債務者　加藤　　孝（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９２４号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目４番８号　プラビマンション301号
債務者　中野　淳一
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３０号
大阪府八尾市安中町６丁目４番13―701号
債務者　新井　智美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７７号
兵庫県尼崎市蓬川町５番地の１　Ｒｅｅｆ202号
債務者　大西　悠貴
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０６号
兵庫県西宮市門戸西町10番51号　セレッソコート甲東園壱番館105号
債務者　藤原　知子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０９号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―311号
債務者　有井　敏雄
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係